

豊川市立中部中学校いじめ防止基本方針

豊川市立中部中学校

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

- 平成18年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

本調査において個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

- 「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

- ①いじめは、どの学校・どの学級でも起こり得るものである。
- ②いじめ問題に全く無関係な生徒はいない。
- ③いじめは、人間として許されない、卑怯な行為である。

(3) 基本姿勢

- ①生徒一人一人の自己有用感や自己存在感を高め自尊感情を育むとともに、自己指導力や自己統制力を育成する。
- ②人権教育を推進する。
- ③あらゆる機会や場面を通して生徒をとらえ、職員間の情報交換を密にする。
- ④いじめを許さない、見過ごさない学級づくりや校内の雰囲気づくりをする。
- ⑤いじめの早期発見のために、様々な手だてを講ずる。
- ⑥いじめを発見した場合は、組織的に早期に対応し、毅然とした態度で指導する。
- ⑦いじめの早期解決に向け、当該生徒の安全を保障するとともに、各種機関や専門家と連携して、解決にあたる。
- ⑧学校や家庭、地域が協力して解決にあたり、再発防止に努める。

2 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内の組織

①いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭、特別支援コーディネーター、生徒指導主事、校内全体の不登校担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年主任などで、いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況や、教職員、生徒、保護者、地域への理解と啓発など、適宜開催して話し合う。

②生徒指導部会

校長、教頭、生徒指導主事、各学年と特別支援の生徒指導担当者、養護教諭で情報交換を実施し、いじめ問題を含む生徒指導上の問題行動について、週1回話し合う。

③ひだまり部会

校長、教頭、特別支援コーディネーター、校内全体の不登校担当者、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年と特別支援のいじめ不登校担当者で情報交換を実施し、いじめや不登校など、支援の必要な生徒の情報を共有し、対応について週1回話し合う。

④職員会議

全職員にいじめ問題を含む生徒指導上の問題行動について、現状や指導についての情報の共有化を図り、全職員が共通理解のもと行動ができるように話し合う。

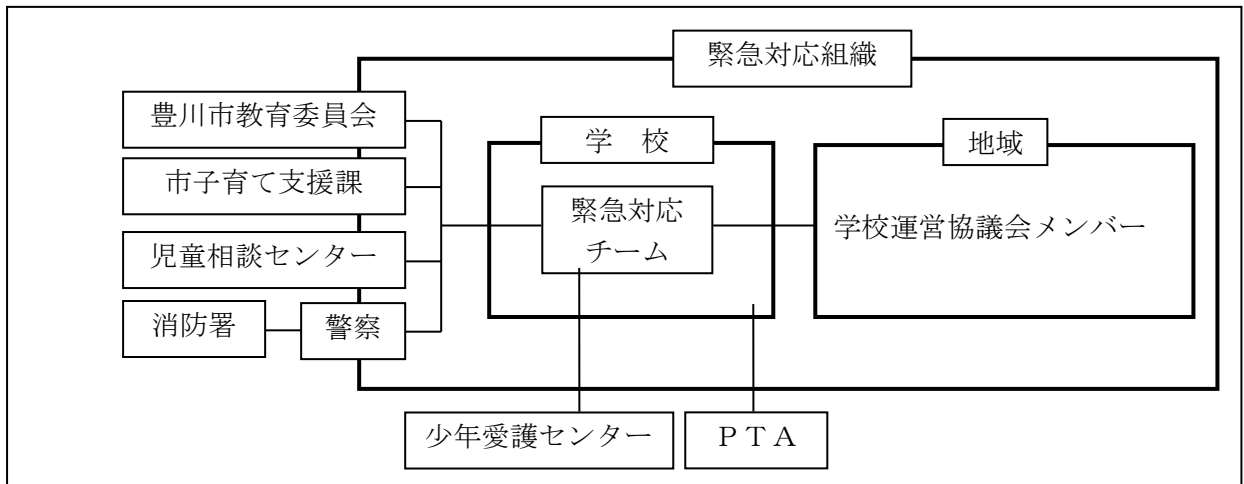
(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

①学校運営協議会

校区内の住民（地域の連区長）、生徒の保護者（PTA会長）、学識経験者（公職者代表・同窓会長・有識者）、教職員（教頭・総括事務長・教務主任・校務主任・校長）で、いじめ状況やアンケート結果、指導方針等について話し合い、今後の改善に生かす。

②緊急対応組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置を講ずるとともに教頭に報告する。迅速な対応をする。教頭は、校長に報告し、校長の指示で緊急対応チームを機能させ、支援体制を確立し、対処する。



※緊急対応チームの役割分担

- 本部 …校長・教頭・総括事務長・教務主任・校務主任・生徒指導主事・学年主任
- 保護者対応班 …保護者全体担当：教頭・校務主任【保護者・PTA】
個別担当：担任・部活動顧問・学年主任【個別窓口】
- 報道対応班 …報道担当：校長【責任者】・教頭【副責任者】
- 学校安全班 …学校安全担当：校務主任・生徒指導主事【補佐・警察関係】
庶務担当：総括事務長【庶務】
情報担当：校務主任【情報発信】・生徒指導主事【情報統括】
該当学年主任【情報収集・調査】
- 学年班 …総務担当：教務主任【学校再開・職員サポート】
学年担当：学年主任・副主任【各学年の統括】
- サポート班 …特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・保健主事

3 いじめの未然防止に向けての取組

- (1) 生徒一人一人の自己有用感や自己存在感を高め自尊感情を育むとともに、自己指導力や自己統制力を育成する。
 - ・学校の教育活動全体を通して、活躍できる場面、認められる場面を設定する。特に、わかる授業づくりを推進するために、発問や指導方法を工夫する。
 - ・言語活動の有効性やソーシャルスキルトレーニング、エンカウンターなどを生かしてコミュニケーション能力の向上を図る。
 - ・学級活動や道徳などを通して、適切な判断力を養い、自己を制御し、正しく行動できるように努める。特別支援学校や養護老人ホームへの訪問・体験を道徳性育成のために活用する。
 - ・生徒会活動や部活動等に積極的に取り組ませ、自主性、自律性、責任感等を醸成する。
- (2) 人権教育を推進する。
 - ・学校の教育活動全体を通して、思いやりや感謝の心を育む。
 - ・人権週間に集会を開催して、外部講師を招聘し、人権尊重の大切さを教授する。
- (3) あらゆる機会や場面を通して生徒をとらえ、職員間の情報交換を密にする。
 - ・学校生活において、生徒の些細な変化をとらえる。特に、生徒が発するサインを敏感にとらえる。「自分づくりノート」「hyper-QU」の活用)
 - ・保護者や地域と連携して、家庭や地域での様子を把握する。
 - ・いじめアンケートを定期的実施し、いじめの状況を把握する。また、学校評価アンケートにおいてもいじめの項目を設定し、保護者からの情報も収集する。
 - ・定期的に生徒一人一人と個別の面談を実施する。
 - ・生徒の様子を職員間で共有し、どの職員でも急な対応ができるようにする。
- (4) いじめを許さない、見過ごさない学級づくりや校内の雰囲気づくりをする。
 - ・学級活動や道徳等を通して、「いじめは、人間として許されない、卑怯な行為である」ことを十分理解させる。
 - ・教師が些細なことも敏感にとらえ、危機管理意識を高めていく。
 - ・共感的人間関係づくりを推進し、生徒が気軽に相談できるようにする。
 - ・いじめが多発またはエスカレートする学級の特徴をおさえる。

4 早期発見・早期解決に向けての取組

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手だてを講ずる。
 - ・基本認識にもとづき、すべての職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。
 - ・職員が生徒の些細な変化も見逃さない鋭い感覚を養う。
 - ・職員が小さな変化でも捉えた場合には、職員間で情報の共有化を図る。また、当該生徒に職員が積極的に働きかけ相談活動を実施する。状況によっては、スクールカウンセラーによる面談も実施していく。
 - ・いじめアンケートを定期的実施し、生徒の悩みや人間関係を把握するとともに、いじめの有無についても確認をし、いじめゼロの学校をめざしていく。
 - ・定期的に生徒一人一人と個別の面談を実施する。
 - ・自分づくりノートを活用し、生徒の様子について確認する。
 - ・外部の相談窓口を日頃から周知する。

豊川市少年愛護センター	84-5756	東三河児童相談センター	0532-54-6465
子どもSOSほっとライン24	052-261-9671	いじめホットライン	0120-0-78310
いじめ相談窓口(市教委)	88-8041	悩み相談ヤングテレホン	052-951-7867
県教育センター 一般教育相談	0561-38-2217	被害少年(少女)相談電話	0120-7867-70

(2) いじめを発見した場合は、組織的に早期に対応し、毅然とした態度で指導する。

- ・いじめを発見した場合は、学級担任や部活動顧問などのみで抱え込むことなく、いじめ・不登校対策委員会や生徒指導部会、ひだまり部会などで協議し、的確な役割分担をして対応し、いじめ問題の解決にあたる。
- ・加害生徒に対しては毅然とした態度で指導する。また、加害生徒ばかりでなく、傍観者や聴衆と言われる立場の生徒にもいじめているのと同様であることを理解させ指導する。
- ・重大な事案(生命・心身または財産に重大な被害、相当期間にわたり被害生徒が欠席、多人数によるいじめが相当期間継続)については、教育委員会へ発生の報告とともに、事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめをうけた生徒及びその保護者へ適切な情報提供を行う。

(3) いじめの早期解決に向け、当該生徒の安全を保障するとともに、各種機関や専門家などと連携して、解決にあたる。

- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、被害生徒の身の安全を最優先に考え気持ちに寄り添いながら対応する。
- ・学校内だけでなく、保護者の協力を得たり、スクールカウンセラーや医療機関などの専門家、警察署、児童相談センターなどの外部機関と連携したりして指導にあたる。
- ・被害生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラー、医療機関などと連携を図って対応する。

(4) 学校や家庭、地域が協力して解決にあたり、再発防止に努める。

- ・いじめ問題が起きたときには、学校と家庭が密に連絡をとり、学校の取組や指導方針について伝え理解を得る。
- ・家庭での様子や友人関係についての情報を収集し、指導に生かす。
- ・いじめ問題を発見したときに、同様な問題が他の学級でも起こっていないか調査する。
- ・解決が図られたときには、当該問題を検証し、2度と同じ問題が起こらないように、未然防止に向けて取り組む。

【施行日】

この基本方針は、平成30年4月1日から施行する。また、国や県、豊川市の基本方針の見直しに合わせ、必要に応じて見直しをすすめることとする。